

中野区建築物不燃化促進助成事業に係る緑化基準

中野区建築物不燃化促進助成条例施行規則第 5 条の規定に基づき、以下の敷地面積区分に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。なお、法定建ぺい率については、角地等の緩和規定による割合を含むものとし、また、法定建ぺい率が 90%を超える敷地については、以下の算定式における法定建ぺい率を 90%とする。

①敷地面積が 100㎡以上 1,000㎡未満の場合

緑化面積は、以下のア～ウのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積 \times (1 - 法定建ぺい率) \times α

イ 敷地面積 \times (1 - 0.8) \times α

ウ (敷地面積 - 建築面積) \times α

敷地面積	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満
α	0.1	0.2	0.25

②敷地面積が 1,000㎡以上の場合

緑化面積は、以下のア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア (敷地面積 - 建築面積) \times 0.3

イ {敷地面積 - (敷地面積 \times 法定建ぺい率 \times 0.8)} \times 0.3

(注) 緑化面積の算出は「東京都における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年 12 月 22 日条例 216 号）」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。

この条件は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。